

## 北海道旭川盲学校「学校いじめ防止基本方針」

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき本校における基本方針を定める。

### 1 基本的な考え

- (1) いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- (2) 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。
- (3) いじめを生まない土壌をつくるために、学校関係者が一体となった継続的な取組が必要であるとする。

このため、本校では教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う指導に努めることにする。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点や全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点からも努めることとする。

いじめへの対応においては、校長を中心に全校職員が協力協働体制をとることが重要であり、防止策も含め組織的な対応が求められる。そこで、具体的取組においてはいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 22 条に基づき本校において新たな組織「いじめゼロ委員会」を設置する。

### 2 いじめの理解

- (1) いじめの定義「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という）  
条例第 2 条より、「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。
- (2) いじめ防止等のための対策の基本理念  
本校は、全ての教職員・保護者・児童生徒が「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などの認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定めます。  
ア 本校に学ぶ子どもたちが、安心・安全な環境の中で健やかに成長できるよう、いじめとは無縁の学校づくりを推進します。  
イ 学校と寄宿舎が連携・協力し、家庭や地域と一体となって、子どもたちの、自他の生

命や自然環境を大切にし思いやりのある豊かな心や、健康な生活を営む力を育てることを目指します。

### (3) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあります。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### (4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ア いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- イ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- エ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情、などが挙げられる
- オ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

### (5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害

児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) いじめゼロ委員会の業務計画

ア 業務の基本方針

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。

(ア) 具体的な取り組み

a 学校基本方針に基づく取組の実施（具体的な年間計画の作成と実行）

- ・教職員に対するいじめに関する資料提供
- ・児童生徒へのいじめに関する指導内容の整理と資料の提供（全校集会、学級活動及び道徳、児童生徒会等における指導）
- ・学校ネットパトロールの定期的確認

※ 本委員会の取組については学校運営協議会にて審議いただき、承認を得ることとする。（本校の運営協議会委員会は医療・福祉、保護者、地域の方々によって構成されている）

b いじめの相談・通報の窓口としての役割

c いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報収集の実施（アンケート調査などの実施）

d いじめの疑いに係る情報があった場合は当委員会が情報の迅速な収集を行い、関係する児童生徒等からの事実関係の聴取

e いじめと認識される事案に対応する「いじめ対策会議」の開催と指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応

f いじめ解消に向けた対応では、担任や担当者が抱え込むことがないよう組織として連携する

g 教職員の研修

- ・ネット社会についての講話（防犯）などの実施
- ・「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」などの研修ツールの紹介、周知と活用
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・教育相談に関する研修

(イ) 委員会の構成

教頭、〇生徒指導主事、小学部主事、中学部主事、養護教諭、寮務主任、寄宿舎指導員

必要に応じ関係職員、関係機関の専門家を参集する場合がある。

(ウ) 「いじめ対策会議」について

会議開催においては「いじめゼロ委員会」の構成者の他、校長及び事案に関係の深い教職員を追加する。さらに、必要に応じて「学校運営協議会」を本会議のメンバー（専門家・保護者・地域住民）として招へいする。なお、いじめゼロ委員会から本会議に移行してからは教頭が会議の運営を担当する。

### 3 いじめの防止

いじめの未然防止やいじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。幼児児童生徒に対しては教育活動全体を通して、一人一人に応じた分かる授業を展開し、学習規律、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。また、関係機関等との連携も必要である。

- (1) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意事項についての職員に対する資料提供
- (2) 児童生徒会活動や学級活動等で日常的にいじめの問題に触れた指導の実施（いじめゼロ委員会による資料提供に基づき学校生活部及び学級担任が実施）
- (3) 道徳教育における「いじめ問題」に係る内容の年間指導計画に基づいた適切な実施（教務部、各学部）
- (4) 体験学習（職場体験も含む）の充実による社会性の育成（各学部主導）
- (5) 集団での学習場面における他者とのコミュニケーション能力の育成（各学部）
- (6) 授業についていけない焦りや劣等感によるストレスを与えない、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり（各学部及び研究部主導）
- (7) ストレスへの対応等に関わる心身の健康教育の充実（教育課程の検討）
- (8) ストレスへの対応としてのスポーツや文化活動の充実（教育課程の検討）
- (9) 自立活動の充実も含めた児童生徒個々へのきめ細やかな指導及び対応を通じた自己有用感や自己肯定感の育成（各学部及び自立活動部）
- (10) 児童生徒会の活動における「いじめ問題」への取組（学校生活部）
- (11) 学校評価と教員評価におけるいじめの問題に関する評価項目の設定（学校の基本方針に基づく組織的取組の評価を主眼とする。）（学校評価担当者）
- (12) 人権教育の充実や個々の障がいや特性、異なる言語・文化への理解と家族や家庭環境の理解（各学部、授業）
- (13) 学級担任や養護教諭、その他関係者による児童生徒への教育相談（各学部）
- (14) 「情報」におけるモラル教育の充実（各学部、授業）
- (15) 基本方針の保護者への配付及び公式ホームページへの掲載、保護者懇談会等での説明、学校運営協議会での説明、関係機関との連絡体制の構築（いじめゼロ委員会）

### 4 早期発見

- (1) 年2回のアンケートの実施（北海道教育委員会によるアンケートがある場合はその結果を本校によるアンケートとする。）（いじめゼロ委員会）
- (2) 児童生徒個別面談（日常的な関わりの中での会話や相談・訴えを含む）におけるいじめに係る聞き取りの実施（学級担任による聞き取り）（いじめの疑いがある場合はいじめゼロ委員会による対応）
- (3) 教職員の観察からの気付き（全職員）
- (4) しゃべくりタイムにおける教育相談の実施（学校生活部企画）（いじめの疑いがある場合はいじめゼロ委員会による対応）
- (5) 家庭訪問及び保護者懇談におけるいじめに関する聞き取りや相談の実施（学級担任による聞き取り）（いじめの疑いがある場合はいじめゼロ委員会による対応）
- (6) 学校ネットパトロール（不適切な書き込みが発覚した場合はいじめゼロ委員会による対応）
- (7) 情報の共有・整理・分析、教職員への情報提供（報告経路の明示、報告の徹底、職員会議での情報共有）（いじめゼロ委員会による対応）

## 5 いじめに対する措置

### (1) 児童生徒への対応

ア いじめを受けている児童生徒への対応 いじめを受けている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- (ア) 安全・安心を確保する。
- (イ) 心のケアをする。
- (ウ) 今後の対策について、共に考える。
- (エ) 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- (オ) 温かい人間関係をつくる。

イ いじめを行っている児童生徒への対応 いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを行っている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- (ア) いじめの事実を確認する。
- (イ) いじめの背景や要因の理解に努める。
- (ウ) いじめを受けている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- (エ) 今後の生き方を考えられるようにする。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。

### (2) 関係集団への対応 被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- (ア) 自分の問題として捉えられるようにする。
- (イ) 望ましい人間関係づくりに努める。
- (ウ) 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### (3) 保護者への対応

ア いじめを受けている児童生徒の保護者に対して 相談を受けたケースに対しては、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- (ア) 傾聴を心掛ける。
- (イ) 保護者の心情を受け止め、最大限の理解を表すよう努める。

イ いじめを行っている児童生徒の保護者へ対して、事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- (ア) 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- (イ) 保護者の協力が必要であることを伝える。
- (ウ) 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

ウ 保護者同士が対立する場合等 必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- (ア) 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- (イ) 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- (ウ) 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

### (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- ア 教育局との連携
  - (ア) 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
  - (イ) 関係機関との調整
- イ 警察や法律家との連携
  - (ア) 心身や財産に重大な被害がある場合
  - (イ) 犯罪等の違法行為がある場合
- ウ 福祉関係との連携
  - (ア) 家庭の養育に関する指導・助言
  - (イ) 家庭での児童生徒の生活・環境の状況把握
- エ 医療機関との連携
  - (ア) 精神保健に関する相談(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)
  - (イ) 精神症状についての治療・指導・助言(精神科医、心理士等)
- (5) ネットいじめへの対応
  - ア ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の幼児児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。
  - イ ネットいじめの予防
    - (ア) 保護者への啓発 フィルタリング 保護者の見守り
    - (イ) 情報教育の充実
    - (ウ) 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
    - (エ) ホームルームにおける情報モラル教育の充実
    - (オ) 教職員の研修 ネット社会についての講話(防犯)の実施
  - ウ ネットいじめへの対処
    - (ア) ネットいじめの把握
    - (イ) 保護者からの訴え
    - (ウ) 閲覧者からの情報
    - (エ) ネットパトロール

## 6 いじめに対する措置の具体的な流れ

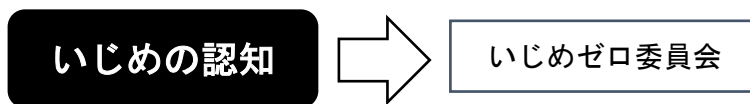
- (1) いじめの発見・通報があった場合の「いじめゼロ委員会」が中心となった、速やかな関係児童生徒からの事情の聞き取り等による事実確認
- (2) いじめゼロ委員会による事実確認の結果の北海道教育委員会への報告(校長)
- (3) 被害者とされる児童生徒の安全確保とプライバシー(個人情報)の保護
- (4) 加害者とされる児童生徒のいじめとされる行動への指導と再発防止の措置とプライバシー(個人情報)の保護
- (5) いじめの事実があった場合は「いじめ対策会議」の開催による事後対応の検討と実施
- (6) いじめ対策会議において犯罪行為とされた場合の警察等への相談・通報及び関係機関(児童相談所等)との相談
- (7) 被害者・加害者の保護者への情報提供と事後の対応への理解と協力の依頼
- (8) 他の児童生徒に対しての情報提供といじめ解決に向けた児童生徒の人間関係の修復に向けた集団での活動の実施
- (9) ネットへの書き込みのプロパイダーに対する削除要請の措置、必要に応じた法務局、地方法務局への協力要請及び警察署への通報(生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合)
- (10) 保護者(P.T.A)への情報提供と対応への理解及び協力の依頼

(11) いじめに関する引き継ぎ

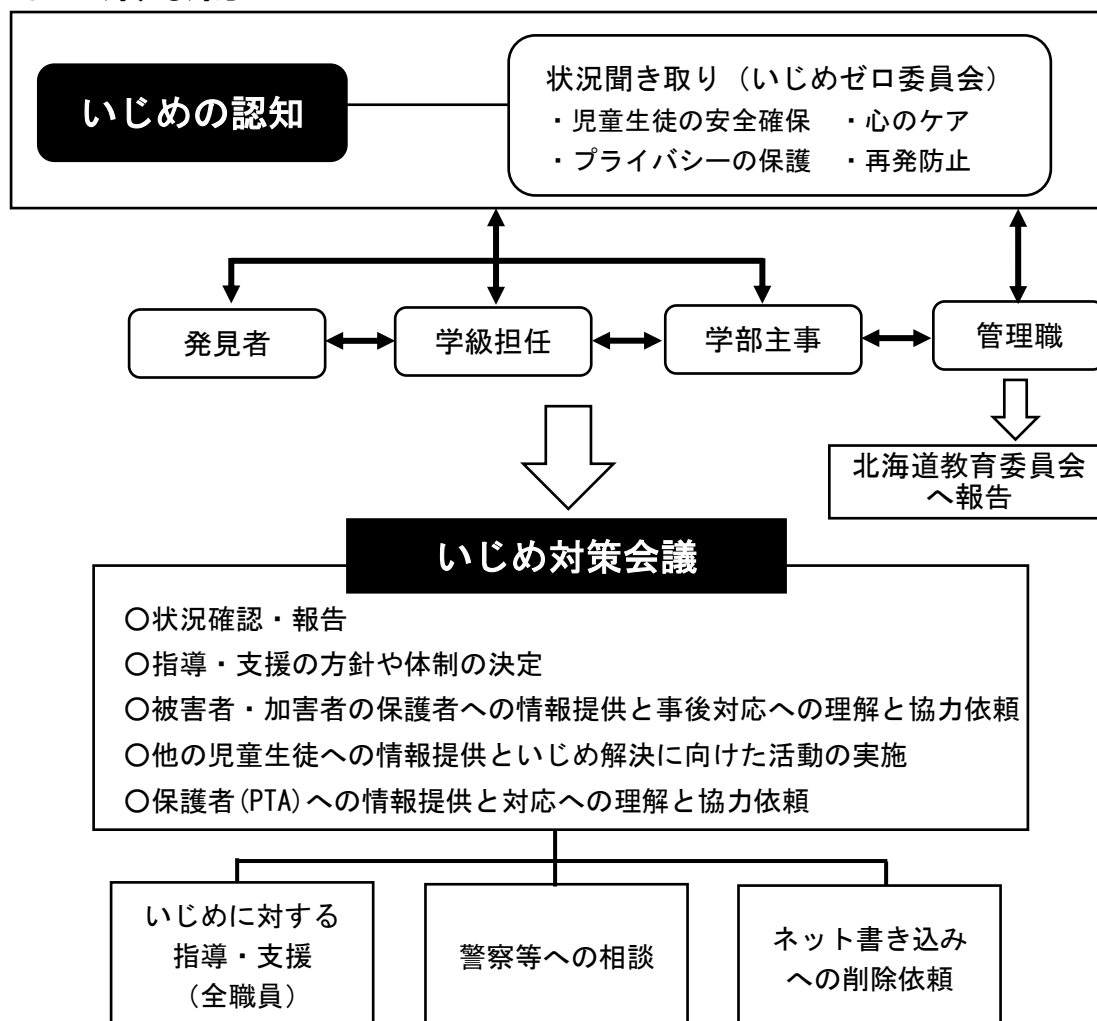
いじめを受けている児童生徒が進級や進学、転学後に再び被害に遭う恐れもある。いじめの解消の有無にかかわらず、当該児童生徒の進級の際には情報の引き継ぎを保護者の意向等を確認し行う。また、進学、転学先の学校間での引き継ぎも同様に行う。

早期発見

<b>毎日の観察</b> ○健康観察 ○校内巡視	<b>アンケート実施</b> ○年2回実施	<b>児童生徒個別面談</b> ○学級担任等による聞き取り	<b>しゃべくりタイム</b> ○児童生徒相談を年○回実施 (学校生活部)	<b>家庭訪問及び保護者懇談</b> ○学級担任等による聞き取り	<b>ネットパトロール</b> ○毎月確認 (局からの通知)
--------------------------------	--------------------------	----------------------------------	---	-------------------------------------	--------------------------------------



いじめに対する対応



## 7 いじめの重大事態

重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (1) 重大事態への対応
- いじめの重大事態については、「北海道いじめ防止基本方針」や国の「いじめの重大事態に関するガイドライン」により速やかに対応する。
- (2) 重大事態の内容
- ア 幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- (ア) 幼児児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
  - (イ) 精神性の疾患を発症した場合
  - (ウ) 身体に重大な傷害を負った場合
  - (エ) 金品等に重大な被害を被った場合
- イ 幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合
- (ア) 年間の欠席が 30 日程度以上の場合
  - (イ) 一定期間、連続した欠席がある場合
- (3) 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、上川教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する

(北海道いじめ防止基本方針(令和 5 年 3 月改定)より一部抜粋)

- (4) 北海道教育委員会(学校設置者)の指導・助言を基に、以下のように対応をする。
- ア いじめ対策会議を調査組織とする。
- イ 調査においてはいじめ行為の事実関係を客観的及び速やかに明確にする。
- ウ 学校において先行した調査を行っていても、再分析や新たな調査を実施する。
- エ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について情報提供をする。(プライバシー保護に配慮、途中経過報告も含めて)
- オ 在校指導生徒及び保護者への事実関係の説明及びアンケート実施における事前の説明は北海道教育委員会の指導・支援を受けて実施する。
- カ 調査結果を北海道教育委員会に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- キ 調査結果を踏まえた必要な措置を北海道教育委員会の指導・助言を基に実施する。

附則 この方針は平成 26 年 2 月 21 日制定  
(平成 30 年 4 月一部改定)  
(令和 5 年 9 月一部改定)